

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内のナイトタイムにおける活動を活発化させ宿泊促進に繋げるとともに、観光消費の拡大を図るため、ナイトタイムコンテンツの創出・実施に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については浜松市補助金等交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ナイトタイム 概ね18時から翌日6時までの時間帯のことをいう。
- (2) ナイトタイムコンテンツ 市内でナイトタイムにかけて提供される主に観光客向けの体験型のプログラムやアクティビティなどのことをいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の交付対象となる事業は、ナイトタイムコンテンツに係る取組で、次の各項に定めるとおりとする。

- 2 次に掲げる要件を全て満たし、事業実施年度の2月末日までに実施（支払いを完了）する事業。
 - (1) 市内で実施されるナイトタイムコンテンツで、市内外からの観光誘客や観光消費の拡大が見込める事業であること。
 - (2) 新規の事業若しくは過去に実施したことのある事業のうち、磨き上げ又は拡充が行われることで、更なる誘客や観光消費が見込まれるものであること。
 - (3) 当該事業に他の補助金又は負担金等の財政的支援を受けていないこと。
 - (4) 本市が共催していないこと。
 - (5) 交付決定日から事業実施年度の2月末日までに通算で7日以上開催するもの又は2日以上イベント等を複数回開催するもの。
 - (6) 次年度以降も事業の継続見込みがあるもの。
- 3 その他、市長が必要であると認めるもの。
- 4 前項までの規定に関わらず、事業内容が公序良俗に反すると認められる場合、地域の治安が悪化する可能性が懸念される場合、近隣住民に騒音等の被害を与える可能性が懸念される場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する場合、その他市長が適当でないと認める場合は交付対象とはしない。

(交付対象者)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付を受けることができるものは、ナイトタイムコンテンツを創出しようとする法人、団体等であって、次の各号の条件を満たすものとする。

(1) 申請者は次の①又は②であること。

① 市内に事務所等を有する法人

② 団体の場合は、市内在住者が過半数を占める3名以上の団体を組織し、代表者が明らかであること。

(2) 市税の未納がないこと。

(3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

(1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

(5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は別表に掲げるとおりとし、交付決定日から交付決定を受けた年度の2月末日までに支払われたものとする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額を含まない。ただし、申請時において消費税等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額で100万円を上限とする。

2 前項により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添えて、市が指定する期間に市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書(第3号様式)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、申請者に交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときにおいて、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときには、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金対象事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助金対象事業を中止又は廃止しようとするとき
- (2) 補助金は当該補助金対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助金対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金について

てその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(変更等の承認申請)

第10条 前条の規定による決定を受けた者は、前条第1号アに該当する場合で、次の各号に該当する場合には、事業実施前までに事業変更承認申請書(第5号様式)及び事業変更計画書(第2号様式)を市長に提出し承認を得なければならない。

(1) 事業の内容を変更しようとする場合

(2) 事業に要する経費の配分を、当該経費の20パーセントの額を超えて変更する場合

2 前条第1号イに該当する場合には、事業中止・廃止承認申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、変更交付決定通知書(第7号様式)により、中止・廃止の場合は事業中止・廃止承認通知書(第8号様式)により通知するものとする。補助金の変更交付決定においては、前条の規定を準用する。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金対象事業が完了したときは、その日の翌日から起算して15日以内又は事業実施年度の2月末日のどちらか早い日までに、事業実績報告書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定により事業実績報告書及び添付書類の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に交付確定通知書(第10号様式)により通知する。

(請求の手続き)

第13条 前条の規定による通知を受けた者は、市長が定める時期までに、市長に対し、請求書(第11号様式)を提出し、補助金を請求することができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときには、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金を他の用途への使用をしたとき

- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 暴力団排除に関する誓約書に反したとき
- (4) 補助金の申請又は補助対象事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不適正な行いがあったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不相当と認めたとき

(加算金及び遅延損害金)

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(不可抗力に対する補助金対象事業の取扱い)

第16条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助金対象事業の完了又はその遂行が困難となった場合の取扱いについては市長が別に定める。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月15日より施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表

補助対象経費	
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者や専門家等に対する謝礼、謝礼に相当する粗品等の購入費 ※報償費は補助申請額の2分の1以内とする。
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者や専門家等に対する旅費のうち、公共交通機関を用いた最も経済的かつ合理的な経路により算出された実費額
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文書、図面、パンフレット、冊子など、事業に要した印刷経費
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ホームページ制作、SNSによる情報発信等、広報活動に係る企画・作成費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵券代、運送契約等の運搬に要する経費
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接実施することができないもの、適当でないものについて委託する経費 ・ 事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・ 見積は原則2者以上から徴収するものとする。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・物品等の使用料やレンタル料
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文房具等の消耗品（単価5万円未満のものに要する経費。）や商品造成段階の食材費等に要する経費 ・ 事業実施に必要と認められるものを対象とする。

以下の経費については、補助対象外とする

- 1 対象事業に直接関係のない経費
- 2 交付決定前に発生した経費
- 3 対象事業を行う者における経常的な経費（運営に係る人件費 及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金仲介手数料、光熱水費、通信料等）
- 4 会食費、弁当代等の飲食費（講師、出演者等の分を含む。）
- 5 対象事業における資金調達に必要となった利子等

(あて先) 浜松市

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 TEL
※代表者氏名は代表者の署名または記名押印

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付申請書

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次の事業に関し補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 事業の概要

3 事業の実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 補助金交付申請額 金 _____ 円

5 市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金の交付申請にあたり、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

6 暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- ・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- ・暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- ・暴力団員等と密接な関係を有する者
- ・上記3点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役

又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
(2) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

7 申請に関する誓約 (誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入)

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

(1) 申請に虚偽の内容はありません。また、補助金交付後に虚偽又は不正が発覚した場合は補助金を速やかに返還します。

(2) 関係法令等を遵守し事業を実施します。

【添付書類】

- ・ 浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金事業計画書 (第2号様式)
- ・ 事業の内容が判る企画書等の書類 (様式任意)
※開催場所、開催時間、ターゲット、実施体制 (運営組織・役割分担)、集客計画 (プロモーション戦略)、浜松市で開催する意義、事業効果、次年度以降の計画などを記載。
- ・ 定款またはこれに準ずる書類 (法人の場合)
- ・ 登記事項証明書の写し (法人の場合・法務局で発行してから3カ月以内のもの)
- ・ 市内に支社・事業所・営業所等を所有・賃借して営業していることが判る書類 (本社等が市外にある場合)
- ・ 団体の概要書 (参考様式1) (団体の場合)
- ・ 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書 (第9号様式) (補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合)

第2号様式

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金事業計画書・事業変更計画書・実績書

1. 事業の概要

種別	新規 ・ 拡充（どちらかに丸をつけてください）
事業の内容	開催場所 開催時間 内容（実施内容を簡記してください）
事業経費補助の額及び算出基準	補助金額 円（千円未満切捨） （補助対象経費） 円（税抜き）
補助事業対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 （事業開始から経費支払完了日までの期間）
事業実施による効果・目標（見込み）※	
次年度以降の計画	

事業の詳細は別に企画書（開催場所、開催時間、ターゲット、実施体制（運営組織・役割分担）、集客計画（プロモーション戦略）、浜松市で開催する意義、事業効果、次年度以降の計画などを記載）を提出ください。

担当者連絡先

フリガナ		所属・役職	
氏名			
住所	〒		
電話番号	(代表)		(直通)
メールアドレス			

2. 収支予算

収入・自己負担金・補助金の部

区分	項目	内訳	予算額 (円)
事業収入	入場料・参加費		
	出店料		
	飲食・物販		
	その他		
事業外収入	協賛金		
	広告料		
	その他		
自己負担金			
補助金 (見込額)			
収入・自己負担金・補助金総額 (A)			

支出の部

区分	項目	内訳	予算額 (円)
補助金対象 経費	需用費		
	役務費		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
	委託料		
	その他		
	補助対象経費計 (B)		
補助対象外 経費			
	補助対象外経費計 (C)		
支出総額 (D) (B+C)			

- ・ **税抜きの金額**で作成してください。
- ・ 収入における「補助金 (見込額)」は、1. 事業の概要の「補助金額」を記入してください。

第3号様式

市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

(観光・シティプロモーション課 浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金申請用)

令和 年 月 日提出

(あて先) 浜松市

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
代表者職氏名
連絡先担当者

TEL

当事業所が特別徴収を実施していない理由は下記のとおりです。
なお、下記の理由に該当しなくなった場合は、遅滞なく特別徴収への切替を申請いたします。

記

在 職 者 内 訳	特別徴収を実施していない理由	対象者氏名	生年月日	対象者氏名	生年月日
	1	給与が少なく税額が引けない			
2	給与の支払が不定期				
3	乙欄給与 又は 他事業所で特別徴収されてい る				
4	事業専従者 (個人事業所のみ該当)				
5	上記1~4に該当しない 総従業員数が2人以下				
6	その他 (今年度は特別徴収の対象に ならないため)				

所管課記入欄		担当者名	電話番号
上記記載内容について確認をお願いします。			
市民税課確認欄		担当者名	電話番号
上記記載内容に誤りはありません。			

様

浜松市長

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった事業について、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。なお、同要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり条件を付します。

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額							

記

(交付条件)

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助金対象事業の内容を変更しようとするとき
 - イ 補助金対象事業を中止又は廃止しようとするとき
- (2) 補助金は当該補助金対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- (4) 補助金対象事業が予定の期間内に完了しないとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付の取り消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (7) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 TEL
※代表者氏名は代表者の署名または記名押印

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金変更承認兼変更交付申請書

令和 年 月 日付け浜松指令産観第 号で補助金の交付決定を受けた事業を下記のとおり変更したいので、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて変更承認を申請するとともに、交付額の変更を申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 補助金変更交付申請額 金 _____ 円
- 4 変更の理由

【添付書類】

- ・浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金事業変更計画書 (第2号様式)

第6号様式

事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
連絡先 TEL

※代表者氏名は代表者の署名または記名押印

記

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた「浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金」の計画を下記のとおり

中止 ・ 廃止

したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名 ()

2 計画 (中止 ・ 廃止) の理由

第7号様式

浜松指令産観第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付け申請のあった変更承認兼変更交付申請書について、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、変更を承認し、次のとおり変更交付することに決定しましたので通知します。

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額							

第8号様式

浜松市指令〇〇第 号
年 月 日

様

浜松市長

事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付け浜松市指令〇〇第 号をもって補助金交付決定した、「浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金」交付決定事業の

中止 ・ 廃止

を、下記のとおり承認します。

記

(中止 ・ 廃止) 事業名

〇〇〇〇事業

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
連絡先 TEL
※代表者氏名は代表者の署名または記名押印

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金事業実績報告書

令和 年 月 日付け浜松指令産観第 号で補助金の交付決定を受けた事業が、下記のとおり完了したので、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の概要
- 2 事業の実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 補助金対象事業の実績 別紙のとおり
- 4 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 5 交付確定を受けたい額 金 _____ 円
※交付決定額と相違がある場合はその理由

【添付書類】

- ・浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金事業実績書（第2号様式）
- ・事業経過及び成果が分かる書類
- ・収支に係る証拠書類（領収書、契約書、請求書、支出明細等）の写し
- ・領収書と対応した内訳書（任意様式）
- ・その他市長が必要と認める書類

様

浜松市長

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付け事業実績報告書を、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき審査した結果、下記金額を当該補助金対象事業に対する補助金として確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額

	百万	拾万	万	千	百	拾	円
金額							

(注) 上記確定額に不服がある場合は、書類受領5日以内に書類をもって市長に異議の申し立てができます。

(あて先) 浜松市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先 TEL

浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金請求書

令和 年 月 日付け浜産観第 号で補助金の交付額確定の通知を受けた浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金について、浜松市ナイトタイムエコノミー促進事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円

振込口座 (※日本国内の金融機関に限る。)

金融機関名	
支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	